栃木県公報

平成30（2018）年
８月３日（金）
号　外
第 44 号

目　　　次

規　　則

○栃木県訓練手当支給規則の一部改正……………………………………………………………………………………… 1

規　　則

栃木県規則第三十八号

栃木県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月三日

栃木県知事　福　田　富　一

栃木県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

栃木県訓練手当支給規則（昭和四十五年栃木県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） **第一条**　この規則は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十八条第二号の給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第一条**　この規則は、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十八条第二号の給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
（支給対象者） **第三条**　訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であって、公共職業安定所（県内に所在するものに限る。）の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定による認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）又は求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けているものに対して支給する。 一　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者 二・三　略 四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）を除く。）、同法第百二十四条に規定す	（支給対象者） **第三条**　訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であって、公共職業安定所（県内に所在するものに限る。）の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項の規定による認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）又は求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けているものに対して支給する。 一　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者 二・三　略 四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第百二十四条に規定す

る専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていないものに限る。）

五　略

六　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第一項第七号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者

七　略

八　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子で、現に二十歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第五号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（雇用対策法施行規則第一条の四第一項第七号イ(4)に該当するものに限る。）

九～十一　略

十二　雇用対策法施行規則附則第二条第一項第二号に定める者

十三～十五　略

2　訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で、雇用対策法施行規則第一条の四第一項第七号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所の長の指示により職場適応訓練を受けているも

る専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていないものに限る。）

五　略

六　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第一項第七号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者

七　略

八　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子で、現に二十歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第五号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第一項第七号イ(4)に該当するものに限る。）

九～十一　略

十二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第二条第一項第二号に定める者

十三～十五　略

2　訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第一項第七号イ(2)及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設の行う職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所の長の指示により職場適応訓練を受けているも

のに対して支給する。 **別表**（第三条関係） 一　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が〇・〇八以下のもの 二～十七　略	のに対して支給する。 **別表**（第三条関係） 一　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 二～十七　略

別記様式第一号中

「雇用対策法施行規則第　条　項　号（附則第　条　項　号）」

を

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第　条　項　号（附則第　条　項　号）」

に改める。

別記様式第一号の二及び別記様式第一号の四中

「（適応区分）雇用対策法施行規則第　条　項　号（附則第　条　項　号）」

を

「（適応区分）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第　条　項　号（附則第　条　項　号）」

に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表の規定は、平成三十年七月一日以降に開始された職業訓練に係る訓練手当の支給について適用し、同日前に開始された職業訓練に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

（労働政策課）

発行人　栃　木　県　〒320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月3,080円
印刷所　株式会社松井ピ・テ・オ・印刷　〒321-0904　宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）